

秋田市社会福祉審議会の傍聴に関する要領

平成 17 年 9 月 6 日
福祉保健部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、秋田市審議会等の会議の公開に関する要綱（以下「公開要綱」という。）第 3 条第 1 項および第 4 条第 3 項ならびに秋田市社会福祉審議会運営要綱第 9 条の規定に基づき、秋田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議会の公開)

第 2 条 審議会は、原則として公開とする。ただし、次に掲げる事項について審議する場合は、公開要綱第 2 条第 1 号の規定に基づき、非公開とする。

- (1) 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 身体障害者の障害程度等の審査に関する事項
- (3) 被措置児童等の虐待の報告に関する事項

2 前項各号に掲げる事項のほか、公開要綱第 2 条第 1 号に該当する事項を審議する場合に公開又は非公開とする決定は、委員長に一任する。

(傍聴の手続等)

第 3 条 審議会を傍聴しようとする者は、開会予定時刻までに、受付簿に氏名および住所を記入し、会場に入ることとする。

2 傍聴者の定員は、審議会の開催の都度、審議会の事務局が会場の収容人数等を考慮して定める。

(傍聴することができない者)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者

- (2) 凶器類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者
- (3) はち巻、ビラ、プラカード、旗の類等審議を妨害するおそれがある物品を携帯又は着用している者
- (4) その他審議を妨害し、又は他人に迷惑をおよぼすおそれがあると認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛に傍聴することとし、騒ぎ立てたり、審議内容に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 審議中に発言をしないこと。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、報道の任務にあたる者については、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、審議を妨害する行為をしないこと。

(退場)

第6条 委員長は、第5条に掲げる事項に違反する者を退場させることができる。

(専門分科会への準用)

第7条 第2条から第6条までの規定は、専門分科会について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(部会への準用)

第8条 第2条から第6条までの規定は、部会について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成17年9月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年5月25日から施行する。